



様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 02620009139

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府高槻市真上町二丁目2番30号

氏 名 株式会社浜田

代表取締役 濱田 篤介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 重見博子



許可の年月日

令和 8 年 8 月 7 日

許可の有効年月日

令和 15 年 7 月 28 日

1. 事業の範囲

＜中間処理業（切断・選別）＞

①廃プラスチック類（廃太陽光パネルに限る。）

②金属くず（廃太陽光パネルに限る。）

③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃太陽光パネルに限る。）

以上3種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

＜中間処理業（切断）＞

①廃プラスチック類（廃太陽光パネルに限る。）

②金属くず（廃太陽光パネルに限る。）

③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃太陽光パネルに限る。）

以上3種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

＜中間処理業（破碎）＞

①廃プラスチック類（廃太陽光パネルに限る。）

②金属くず（廃太陽光パネルに限る。）

③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃太陽光パネルに限る。）

以上3種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

＜中間処理業（破碎・選別）＞

①廃プラスチック類（廃太陽光パネルに限る。）

②金属くず（廃太陽光パネルに限る。）

③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃太陽光パネルに限る。）

以上3種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施 設 の 種 類	切断・選別施設	切断施設	破碎施設	破碎・選別施設
設 置 場 所	京都府八幡市下奈良小宮4番2、7番			
設 置 年 月 日	令和3年7月21日			令和6年2月29日
処 理 能 力	32.4t/日 (24時間)	32.4t/日 (24時間)	4.9t/日 (24時間)	22.6t/日 (24時間)
許可（届出）年月日				
許可（届出）番号				

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年7月29日：当初許可

令和6年3月6日：変更許可（処理方法の追加：破碎・選別）

令和8年4月6日：変更届（①②③の限定の変更及び処理能力の変更：切断・選別、切断、破碎、破碎・選別）

令和8年8月7日：更新許可（優良基準適合）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 (有)・無